

仕様書（企画提案用）

I. 事業名

街道を活用した広域関東の新たな観光振興策の調査検討業務

II. 事業の目的

日本橋を起点とする五街道と、その枝道として整備された水戸街道や成田街道等の脇往還については、広域関東（※1）エリアを網羅しており、現在でもこの街道沿いには歴史的な観光資源はもとより、食や文化など魅力的なコンテンツが豊富に点在している。

関東運輸局では、コロナ禍で疲弊した広域関東の観光振興施策として、五街道を活用した『江戸街道プロジェクト』を立ち上げ、“『江戸街道プロジェクト』実施方針（案）”（※2）をとりまとめた。

本実施方針（案）に基づき、街道をテーマとした事業事例及び観光資源等を発掘する調査を行い、新たな観光振興施策として広域関東を「江戸街道」というテーマやキャッチコピー等によってブランディングし、効果的に国内及び海外へ発信し誘客を促進させるとともに、広域関東として地域の特性を活かしながら、観光客が滞在又は周遊でき、消費拡大につながる仕組みづくりを行うことを目的とする。

（※1）広域関東とは、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県の1都10県をいう。

（※2）『江戸街道プロジェクト』実施方針（案）については以下URL参照
<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000267518.pdf>

III. 事業の内容

街道観光が広域関東の観光振興にとって有益であることを示すために、街道をテーマとした事業取組内容と関連する観光資源活用事業の調査を行うとともに、街道を活用した広域関東の新たな観光振興策を検討する。

企画提案に当たっては、「説明書（2. 提案書の作成）」のとおり行った上で、「2. 企画提案内容」に掲げる内容について、特に留意して具体的な提案を行うこと。より効果的な提案があれば「2. 企画提案内容」にかかわらず提案を行うこと。

1. 業務の内容

（1）街道をテーマとした既存取組事例の調査事業

（ア）広域関東エリアでの取組事例の調査

（イ）広域関東エリア外での取組事例の調査

（ウ）好事例におけるターゲット層とニーズの調査

（2）街道をテーマとした既存旅行商品の調査事業

実際に販売されている街道をテーマとした旅行商品の実態、ならびに商品造成における課題を調査する。

（3）連携可能なコンテンツ調査事業

対象は五街道（東海道、中山道、日光街道、奥州街道、甲州街道）とする。
街道ごとに自治体、地域事業者（協同組合、商工会議所、商店等）間における連携可能なコンテンツを調査する。

（４）街道の成り立ちや歴史的な背景の整理

対象は五街道（東海道、中山道、日光街道、奥州街道、甲州街道）とする。
各街道にはそれぞれの成り立ちや歴史的な背景があることから、これらを街道ごとに整理する。

（５）市場のニーズ調査事業

街道を活用した広域関東の新たな観光振興策を検討するにあたって、市場のニーズを把握する。

（６）街道を活用した広域関東の新たな観光振興策の検討

上記（１）～（５）の調査結果を分析し、広域関東エリアにおける観光関係団体等による、街道を活かした積極的な取組みを促すための方策を検討する。

（７）次年度の進め方の検討

本調査事業の結果をもとに、次年度に実証地域を選定して誘客に繋がる具体的な事業を実施する想定であるため、次年度に積極的な取組みをする複数の候補地域を見出すとともに、実証事業の仕様を検討する。

（８）上記（１）～（７）の内容をとりまとめ、報告書を作成する。

2. 企画提案内容

（１）街道をテーマとした既存取組事例の調査事業

上記1.（１）（ア）、（イ）、（ウ）毎に、調査するうえでの着目点、調査・分析方法等を明示すること。

また、新たな観光振興策を検討するにあたり参考となる調査事例数について、その事例数を設定した理由とともに明示すること。

（２）街道をテーマとした既存旅行商品の調査事業

調査するうえでの着目点、調査・分析方法等を明示すること。

（３）市場のニーズ調査事業

調査するうえでの着目点、調査・分析方法等を明示すること。

（４）街道を活用した広域関東の新たな観光振興策の検討

検討するうえでの着目点等を明示すること。

（５）次年度の進め方の検討

検討するうえでの着目点等を明示すること。

IV. その他留意事項

1. 本業務の進捗に滞りが生じないよう、運営、管理、庶務を行うこと。
2. 写真や画面の保存等の方法を用いて業務の実施状況を記録すること。
3. 本業務は当局と十分に協議を行いながら進めることとし、作業内容及び仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度当局と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、仕様書に定めのない事項についても同様とする。
4. 当局と連絡調整等を常態的に行えるよう、優れた経験及び能力を有する者であって、本業務の遂行に適当な者を担当者にすること。
5. 業務状況の定期的な報告に加え、当局は契約期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができる。この場合において、報告書の作成による方法を含むものとする。
6. 本業務に使用する映像、画像、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、又は第三者との関係において権利関係に疑義が生じた場合、著作権その他の知的財産権に関する手続き、使用権料等に係る権利処理は、受注者の負担と責任で行うこと。
7. 本業務に使用する映像、画像、写真、その他の資料等について、第三者による無断転載、アフィリエイト又はこれらに類する行為を禁止する措置を講じること。
8. 成果物(納品成果物の他、原則として、本業務の過程において生じた制作物等も含む。以下同じ。)に係る全ての著作権は、本業務の完了をもって、当局に帰属する。
9. 当局に帰属した成果物について、当局は、第三者に権利が留保されるものを除き、受注者その他の関係者の許可なく無償で変形・加工等を行い、使用することができる。
10. 成果物に係る著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は成果物の制作等に関与した全ての者について著作権を主張させず、その著作権者人格権についても行使させないこと。
11. 成果物が契約の内容に適合しない場合、受注者において修正等の必要な措置を講じること。
12. 成果物の作成等においては、グリーン購入法の判断の基準等に基づき、環境負荷の低減に配慮すること。
13. 成果物の納品にあたっては、事前に監督職員の承認を得ること。
14. 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。また、当局の承認なく、本業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、その他の目的に使用してはならない。本業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。
15. 「説明書」に基づき提出した情報取扱者名簿及び情報管理体制図における履行体制を確保すること。記載した情報に変更がある場合、「説明書」の記載に基づき必要な手続きを行うこと。
16. 本業務における緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて情報を共有すること。
17. 業種別に策定されている新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。
18. 緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域においては、各種会議、打ち合わせ等は、極力 Web 会議システムを活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間で行うよう配慮すること。
19. 新型コロナウイルス感染症に伴う対応は、当局から適宜要望できるものとし、受注者は可能な限り、その要望に対応するものとする。
20. 本業務の遂行にあっては、当局の求めに応じ、可能な限り他の観光施策と相乗効果が得ら

れるよう努めるものとする。

21. 上記の規定は、受注者が本業務の一部を第三者に委託する場合、当該第三者においても適用する。この場合、受注者は自己の負担と責任で当該第三者との間で必要な調整を行うこと。

V. 納品成果物

1. 成果物の作成

(1) 提出物

(ア) 本事業実施報告書（紙及び電子媒体）、及び事業概要資料（電子媒体）

関東運輸局 各3部

※報告書等の電子データをCD又はDVDに格納し、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power Point2013 において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

※事業概要資料はA4判カラー1枚で出力できるように編集すること。

※CD等はグリーン購入法の判断の基準等に基づき環境負荷の低減に配慮すること。

2. 提出期限

令和5年（2023年）2月28日（火）

3. 提出先

関東運輸局観光部観光企画課（神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎）